

第18回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月13日（月）午後2時00分～2時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第21号 邑楽町議会12月定例会出席報告について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第18回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第18回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号8番高田洋子委員、同じく10番大川則彦委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年12月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可するこ</p>

<p>事務局(國府田)</p>	<p>とと決定いたします。</p> <p>次に、議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年12月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>3番(松崎)</p>	<p>3番松崎です。12月9日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字昭和地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地はその他の第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9 ページから 1 2 ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4 番(松島)	<p>4 番松島です。1 2 月 9 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料 1 8 ページ、付近状況図は 1 9 ページを参照してください。申請地はその他第 2 種農地となっております。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3 番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1 3 ページから 1 6 ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2 番(金子)	<p>2 番金子です。1 2 月 9 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字中野字蛭沼地内、案内図は資料 1 3 ページ</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>ジ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は公共施設近距離区域内の第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に議事日程第3、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年12月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については17ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>続きまして報告第21号、報告事項として、邑楽町議会12月定例会の出席報告を、吉田事務局長より報告願います。</p>
<p>事務局長(吉田)</p>	<p>12月定例会の一般質問の中に、一つ目として農地改良届の取扱い要綱の未整備の点について、二つ目として農地改良届地における建設残土の搬入について指摘がございました。</p>

会長(天谷)	<p>ただいまの報告を受けまして、農地改良届につきましては、今まで確たる要綱等がない状況でありましたが、今後は農地改良について、その取扱い要綱等を定めることとしたいと考えます。つきましては、要綱等が作成でき次第、委員の皆様にお示しをして、同意をいただきましたら、正式に公告、施行としていきたいと考えます。よろしいでしょうか。</p>
4番(松島)	<p>質問をよろしいでしょうか。現状既に違反しているというかそういうのがあるみたいなんですけどそれはどう対応するのかなと思ひまして。残土を搬入されているところを目撃しているのですが。</p>
7番(島田)	<p>名前などを出してはまずいものですか。もう邑楽町のことで分かっていることだから、どういうことが違反なのか、違反ならば違反で罰しなければいけないと思ひますけどね。</p>
会長(天谷)	<p>先程のお話ですが、要綱案が作成でき次第皆様にお示しをして、合意をいただきましたら正式に公告、施行としていきたいと考えております。まだ完全なものではございませんので。今、作っているところでございます。</p>
7番(島田)	<p>違反と言うことで松島委員から違反者と言うことが出ましたので。まあ、この間現地調査やった時に見たところではないかなとは思ひんですけども。どうなんでしょう。</p>
事務局長(吉田)	<p>まずは要綱案を作成することについてお聞きしたいのですが、異議はございませんでしょうか。 (異議なし)</p>
会長(天谷)	<p>要綱案は作成次第お示しします。また、建設残土の搬入の件ですが、今後の対応については、要綱同様に、まずは三役と事務局とで協議の上、対応を検討したいと考えております。よろしいでしょうか。</p>
3番(松崎)	<p>すみません。以前この会で農地に適さない低い土地なので、少し嵩上げをするというのを受理しましたよね。その土地のことではないのですか。それを受理して、皆さんで、土を盛るというのを受理しましたよね。その土地に関してではないのですか。</p>
事務局長(吉田)	<p>以前に総会で農地改良届出として報告させていただいた農地であります。その土が建設残土が入っていたということです。</p>

1 番(横山)	<p>確認をしたいのですが、今は、要綱を現在整備中であり、原案ができたなら委員会に今後諮るのでよろしいか、というように自分は受け取ってますので、現状のどの土地がどうなっているかということ、では無いかと、こう相談されている中で受け取っているのですがその辺を改めて確認をしたいのですが。くどいようですけど、具体的にどこかの土地が盛り土がされたのでこれが問題だという風な意見も出てますけど、今、諮られている中身は、農地改良の要綱等が現在定まっていなくて、きちっと定めて案を作るので、それを今後お示しするので皆さんで協議して欲しいというように受け取っています。</p>
事務局長(吉田)	<p>その通りです。</p>
会長(天谷)	<p>横山委員の今のお話の中で確認したいのですが、よろしいですか。 (異議なし) では、でき次第総会の中で説明いたします。</p>
	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第18回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
4 番(松島)	<p>すみません。ちょっと話を戻してしまうんですけど、案を作成するのは良いことだとは思いますが、現状ネットニュースにもなっているくらいの案件だとも思うんですけど、農業委員会としてしっかりとした対応をとらないと農業委員全員の責任になりかねないことだと思うのですが、そのところはどうお考えなのか思っています。実際自分も農地改良で嵩上げをしたことがあるんですけど建設残土を入れてはだめということは知っていたので、ちゃんと大泉の方の畑を削った土を持ってきてもらい、それを畑に入れた。それが正しいことをしたと思っているんですけど、建設残土となってしまうと、いろんな良くないことが、いろいろ無法地帯みたいになってしまうと思うんですけど、今のうちにちゃんとした対応をしておくべきなんじゃないかなと思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。</p>
会長 (天谷)	<p>そうですね、要綱をきちんと作り上げていきたいと思っています。</p>
4 番(松島)	<p>要綱を作るのはいいと思うんですけど、対応を農業委員会として考えないといけないと思うんですけどね。これを見</p>

	<p>過ごしてしまうと建設残土がばんばん畑に入れられて、使えなくなっていく畑がどんどん増えていって、耕作放棄地ではないけど使えないただの、ただのなんか。</p>
会長(天谷)	<p>監視しながらきちっと見ていきたいと考えておりますので、三役と事務局とで協議の上、対応を検討したいと考えております。よろしいでしょうか。よろしければ挙手をして頂きたいんですけども。</p>
5番(小林)	<p>要綱を作るのは皆さんいいと思うんですが、群馬県の条例等で罰則とかあるんでしょうか。建設残土を入れるのは良い、悪いというのは。</p>
事務局(國府田)	<p>農地改良の規定については、群馬県の農政部長より以前に発出された通知のみを拠り所として運用しております。許可申請では無く、届出でございますので罰則規定も明記はされておられません。そのような中で確たる定めがないのは、よろしくないだろうということから、要綱の策定という結論に至りました。現状の農地については、会長から申したとおり、まずは三役と事務局にて対応を検討していくというように事務局は解釈をいたしました。会長よろしいでしょうか。</p>
会長(天谷)	<p>(頷く)</p>
4番(松島)	<p>もう一つ質問したいのですが、現状建設残土等が入ってしまっている畑に対しては、とりあえず置いておいてという事になってしまうという事ですか。三役で話し合ってもらえるのはいいと思うんですけど、今日もショベルカーが動いているのは見ているんですけど、どんどんそのまま進んでいってしまうと、撤去命令のようなものが出たとしても余計大変になってしまうと思うんですけど、かなりスピード感が必要なんじゃないかと思っていて。どんどん違法なものが搬入されていたら、黙って案を作るまで見ただけでいいのかなと思ってしまうんですけど、農業委員会として、一回ストップさせるなりそういったことが必要だと思います。</p>
会長(天谷)	<p>できるだけ早い対応を検討しています。</p>
事務局長(吉田)	<p>水曜日に町の顧問弁護士に相談をする予定になっております。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたし</p>

ました。これで第18回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年1月13日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 高田 洋子

委員 大川 則彦